

# 第4次

## 寒河江市障がい者基本計画

令和3年3月

寒河江市



# はじめに



障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、障がいのある方はもとより、介護する方の高齢化、親亡き後の問題、医療的ケアが必要な子どもを含めた障がいのある子どもへの支援ニーズの増加などの対応が一層求められています。

国においては、「障害者基本法」をもとに、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたほか、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び児童福祉法の一部改正など様々な法制度の改正が施行され、国内における法整備が進められてきました。

本市においても、平成28年3月に策定された「第3次寒河江市障がい者基本計画」が目標年次に達したことから、これまでの成果を総括するとともに、今後の本市の障がい福祉施策の目標となる「第4次寒河江市障がい者基本計画」を策定しました。

この計画策定に際しては、障がい者手帳をお持ちのすべての市民を対象としたアンケート調査を実施し、生活や医療、就労、環境、権利擁護など広範囲な意見をいただいております。この計画を元に、スタートを同じくする「新第6次寒河江市振興計画」及び「第3次寒河江市地域福祉計画」と連携し、障がいのある人もない人も全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、地域の中で生き生きと安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指し、一層の障がい福祉施策の推進に努めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました、策定委員の皆様や関係機関の皆様、さらにアンケートにご協力いただいた市民の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和3年3月

寒河江市長 佐藤 洋 樹

各ページの挿絵は、市内にある知的障がい者施設の利用者の皆さんから  
ご協力いただいた作品を掲載しております。

## 目 次

第 1 章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の基本理念	2
3	計画の基本目標	2
4	計画の期間	3
5	計画の対象者	3
6	計画の性格及び位置づけ	3
7	計画の構成	4
第 2 章	障がいのある人の状況	5
1	本市における人口と障がい者数の推移	5
2	身体障がいのある人の状況	5
3	知的障がいのある人の状況	7
4	精神障がいのある人の状況	8
5	難病患者の状況	9
6	障がい児の就学の状況	10
7	障がい者の雇用・就業の状況	12
第 3 章	現状と課題及び施策の目標と主な取組	13
1	生活支援	13
2	保健・医療	16
3	療育・教育	18
4	経済的自立・就労支援	20
5	スポーツ・文化活動	22
6	差別の解消と権利擁護の促進	23
7	バリアフリー化の推進	25
8	安全・安心	27
第 4 章	目標とする指標	28
第 5 章	計画の推進体制	29
資料		30

	第1章 計画の概要	
--	-----------	--

## 1 計画策定の趣旨

本市では「障害者基本法」に基づく「市町村障害者計画」として、平成11年3月に「第1次寒河江市障害者福祉計画」を、平成19年3月にこの基本理念を継承する形で「第2次寒河江市障がい者基本計画」を策定し、障がい者の自立と社会参加促進のため、各種福祉施策を推進してまいりました。平成28年3月に策定した「第3次寒河江市障がい者基本計画」においては、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間として、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、生き生きと安心して暮らすことのできる共生社会の実現を基本理念として、公共施設等のバリアフリー化をはじめ、各種障がい者施策に取り組んできたところです。

その間、平成28年4月に「障害者差別解消法」、平成28年5月に「成年後見制度利用促進法」が施行されたほか、平成28年8月「発達障害者支援法」改正、平成30年4月「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正、令和元年6月に「障害者雇用促進法」の改正など、法整備による障がい者への支援の充実が図られてきました。

また、国においては平成30年3月に国の障害者基本計画（第4次）が策定され、県においては、平成28年に「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を制定し、令和元年8月に「第5次山形県障がい者計画」を策定しました。

このような状況を踏まえ、本市においても、障がい者の現状や現計画の進捗状況を検証し、これまで推進してきた障がい福祉施策の成果を引き継ぎ、さらなる充実・発展を目指して、令和3年度を初年度とする「第4次寒河江市障がい者基本計画」（以下「計画」という。）を策定するものです。



「冬のあそび」設楽早苗さん

## 2 計画の基本理念

前計画の基本理念である、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、地域の中で生き生きと安心して暮らすことのできる共生社会の実現を継承し、地域での支援のさらなる充実、自立と社会参加の促進を目指します。

### 基本理念

障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、  
地域の中で生き生きと安心して暮らすことのできる共生社会の実現

## 3 計画の基本目標

### (1) 地域生活の支援

障がいのある人が地域の中で生き生きと安心して生活できるよう、相談支援体制の充実を推進するとともに、誰もが必要なサービスを受けられるよう各種福祉サービスの充実を図ります。また、障がいの原因となる疾病等の予防・治療体制を構築し、精神保健福祉施策の充実を推進します。

### (2) 自立と社会参加の促進

障がいのある人の自己決定を尊重し、主体的に行動し、社会のあらゆる活動に参加して生きがいを持って生活できるよう、乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援、経済的自立を目指す就労支援等ライフステージに応じたサービスの充実に努めます。

### (3) 地域で支え合う社会の実現

障がいの有無にかかわらず、誰もが安全に安心して生活できるよう、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、地域社会全体で支えあう仕組みの構築のため、市民の主体的な地域福祉活動を推進します。

## 4 計画の期間

計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とする5か年間とします。

## 5 計画の対象者

障害者基本法に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」方を障がい者として計画の対象とし、全市民をあげて施策の推進を図ります。

## 6 計画の性格及び位置づけ

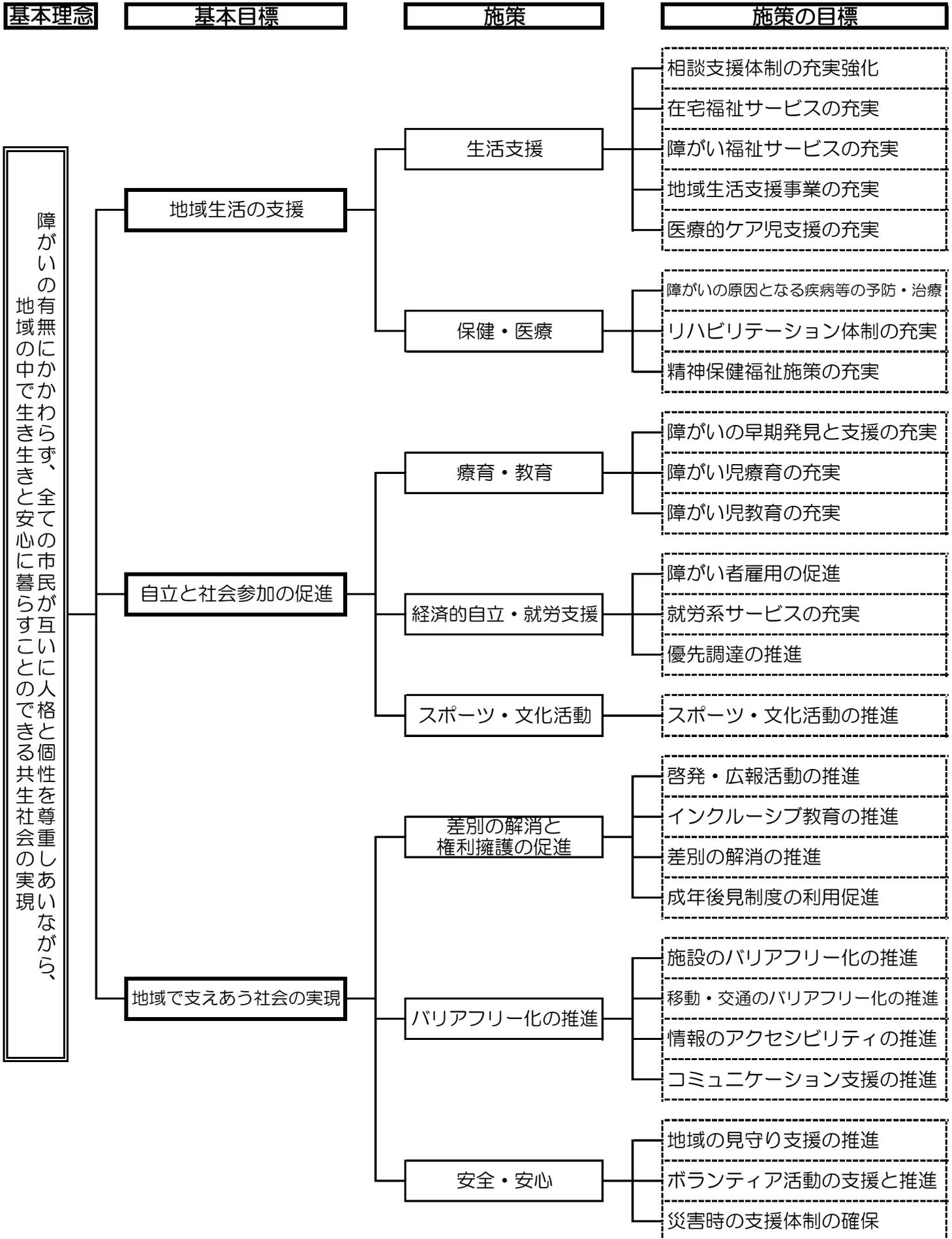
この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき定める、本市の障がい者施策を総合的に推進するための基本的な計画です。計画の策定に当たっては、同条第1項に基づき、国が定める「障害者基本計画」及び同条第2項に基づき、県が定める「山形県障がい者計画」を踏まえています。

また計画は、「新第6次寒河江市振興計画」を上位計画とし、「第3次寒河江市地域福祉計画」、「第2期寒河江市子ども・子育て支援事業計画、母子保健計画」、「第2次健康さがえ21」などの関連計画との整合性を図りながら策定しています。



「ぼくとパパとママ」加藤匠真さん

# 計 画 の 構 成



	<b>第2章 障がいのある人の状況</b>	
--	-----------------------	--

## 1 本市における人口と障がい者数の推移

本市の人口は、緩やかに減少傾向にあります。また、障がい（児）者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数）は増加傾向にあり、総人口に占める障がい者の割合も増加傾向となっています。

### 寒河江市の人口と障がい者手帳所持者数の推移

各年度末（3月31日）現在

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総人口	41,853	41,541	41,313	41,135	40,870
障がい者数	2,338	2,303	2,329	2,342	2,350
障がい者の割合	5.59%	5.54%	5.64%	5.69%	5.75%

(各年度末現在、資料:寒河江市健康福祉課)

## 2 身体障がいのある人の状況

令和元年度末現在の身体障害者手帳所持者数は1,830人で、平成27年度から令和元年度までの4年間で3.2%減少しています。

等級別では、1級が最も多く511人で、平成27年度から令和元年度までの4年間で10.5%の減少となっています。

また、障がい種類別では肢体不自由が最も多く、全体の約53.7%を占めています。

年齢別では、65歳以上の人数が約78.5%を占めています。

### 身体障害者手帳所持者数

(単位:人)

等級 年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成27年度	571	203	275	497	187	158	1,891
平成28年度	560	188	267	481	198	156	1,850
平成29年度	553	189	266	496	194	162	1,860
平成30年度	504	189	286	496	203	161	1,839
令和元年度	511	184	289	481	205	160	1,830

(各年度末現在、資料:寒河江市健康福祉課)

障がい種類別障がい者数

(単位:人)

区分		視覚	聴覚平衡	音声言語	肢体不自由	内部	計
年度							
平成 27 年度	18歳未満	0	1	0	8	5	14
	18~64歳	25	32	10	230	117	414
	65歳以上	62	145	17	790	449	1,463
	計	87	178	27	1,028	571	1,891
平成 28 年度	18歳未満	0	1	0	7	4	12
	18~64歳	22	29	10	212	113	386
	65歳以上	60	142	20	787	443	1,452
	計	82	172	30	1,006	560	1,850
平成 29 年度	18歳未満	0	0	0	8	4	12
	18~64歳	23	29	8	213	121	394
	65歳以上	58	141	21	779	455	1,454
	計	81	170	29	1,000	580	1,860
平成 30 年度	18歳未満	0	0	0	9	4	13
	18~64歳	23	27	6	216	116	388
	65歳以上	56	150	20	766	446	1,438
	計	79	177	26	991	566	1,839
令和元年度	18歳未満	0	0	0	9	3	12
	18~64歳	25	24	8	213	112	382
	65歳以上	51	145	18	761	461	1,436
	計	76	169	26	983	576	1,830

(各年度末現在、資料:寒河江市健康福祉課)

障がい別等級別人数

(単位:人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	26	24	8	8	5	5	76
聴覚平衡	11	25	20	34	1	78	169
音声言語	1	5	16	4	—	—	26
肢体不自由	127	128	158	296	197	77	983
内部	346	4	87	139	—	—	576
計	511	186	289	481	203	160	1830

(令和元年度末現在、資料:寒河江市健康福祉課)

### 3 知的障がいのある人の状況

令和元年度末現在の療育手帳所持者数は273人で、このうちA判定(重度)が87人、B判定(中・軽度)が186人です。平成27年度から令和元年度までの推移を見ると、A判定は4年間で8.8%、B判定は13.4%の増加率となっています。

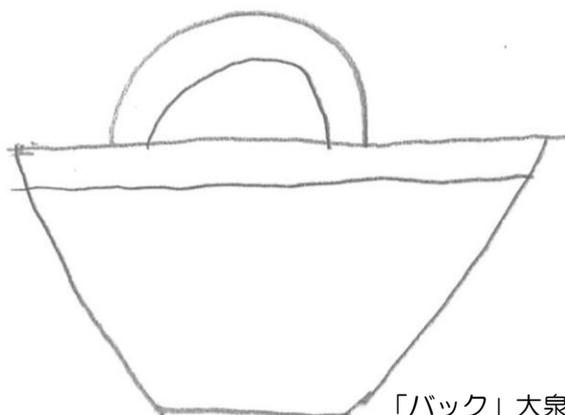
療育手帳所持者数

(単位:人)

区分 年度	A判定(重度)			B判定(中・軽度)			計
	18歳未満	18~64歳	65歳以上	18歳未満	18~64歳	65歳以上	
平成27年度	14	57	9	30	120	14	244
平成28年度	14	57	8	26	122	18	245
平成29年度	12	60	8	27	127	18	252
平成30年度	11	65	8	32	133	19	268
令和元年度	12	66	9	33	134	19	273

(各年度末現在、資料:寒河江市健康福祉課)

「犬とねこ」松田恵美さん



「バック」大泉正人さん

#### 4 精神障がいのある人の状況

令和元年度3月末現在で、精神障害者保健福祉手帳所持者数は247人で平成27年度から令和元年度までの4年間の増加率は、21.7%となっています。

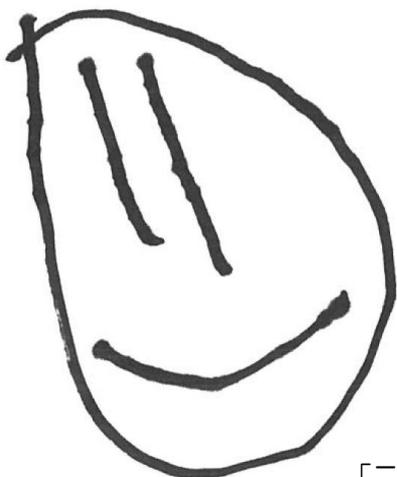
また、病院等で通院医療を受ける場合に医療費の一部を公費で負担する自立支援医療受給者証所持者数は、363人で平成27年度から令和元年度までの4年間の増加率は、21.0%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療(精神通院)受給者証所持者数 (単位:人)

区分 年度	精神障害者保健福祉手帳所持者数				自立支援医療受給者証 所持者数
	1級	2級	3級	計	
平成27年度	79	85	39	203	300
平成28年度	75	85	48	208	313
平成29年度	74	92	51	217	332
平成30年度	74	97	64	235	350
令和元年度	72	108	67	247	363

(各年度末現在、資料:精神保健福祉センター)

「かいじゅう」 荒木秋恵さん



「ニコちゃん」 白田裕貴さん

## 5 難病患者の状況

難病の定義は、「発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの」とされています。平成27年1月より国の新たな難病対策を定める「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、従来の特定疾患治療研究事業による医療費助成から法定の医療費助成へ移行しました。助成対象は56疾病から順次拡充していき、令和元年7月から333疾病になりました。

本市における令和元年度末現在の特定医療費（指定難病）と特定疾患治療研究事業（難病医療助成事業）の医療受給者数は253人、小児慢性特定疾患医療受給者数は、23人となっています。

特定医療費（指定難病）・特定疾患治療研究事業（難病医療助成事業）給付状況 （単位:人）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人員	276	292	239	255	253

(各年度末現在、資料:村山保健所)

小児慢性特定疾患治療研究事業医療受給者数 （単位:人）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人員	17	21	21	23	23

(各年度末現在、資料:山形県子ども家庭課)



「さんたくろーす」 田作雄樹さん

## 6 障がい児の就学の状況

令和元年5月1日現在の特別支援学校（小学部・中学部）在学者数は17人、小中学校特別支援学級在籍者数は78人となっています。通級による指導(言語通級：ことばの教室)を受けている児童数は増加傾向にあります。

また、本市における自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障がいのある児童生徒は、障がいの程度や状況に応じて、通常学級や特別支援学級、特別支援学校に在籍しています。また、柴橋小学校にはLD/ADHD 通級指導教室が開設されており、通常学級に在籍している児童が障がいに応じた指導を受けております。

特別支援学校在学者数 (単位:人)

年度	区分	小学部	中学部	計
	平成27年度		7	5
平成28年度		6	5	11
平成29年度		4	9	13
平成30年度		3	12	15
令和元年度		6	11	17

(各年度5月1日現在、資料：寒河江市教育委員会)

小中学校特別支援学級数及び在学者数 (単位:学級数・人)

年度	区分	小学校		中学校		計	
		学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童・生徒数
平成27年度		19	54	7	21	26	75
平成28年度		20	55	6	20	26	75
平成29年度		17	47	6	20	23	67
平成30年度		18	42	6	18	24	60
令和元年度		20	51	8	27	28	78

(各年度5月1日現在、資料：寒河江市教育委員会)

通級による指導を受けている児童生徒数及び就学猶予・免除者数 (単位:人)

年度	区分	通級による指導を受けている児童生徒数			就学猶予・免除者数		
		小学校児童数			中学校生徒数	小学校児童数	中学校生徒数
		言語通級	LD/ADHD通級	合計			
平成27年度		83		83	0	0	0
平成28年度		72		72	0	0	0
平成29年度		68	10	78	0	0	0
平成30年度		66	12	78	0	0	0
令和元年度		59	10	69	0	0	0

(各年度5月1日現在、資料：寒河江市教育委員会)

特別児童扶養手当対象児童数

年度	障がい	外部障がい		内部障がい		知的・精神		計
		1級	2級	1級	2級	1級	2級	
平成 27 年度	0～10 歳	6	0	1	0	5	26	98
	11～20 歳	3	0	0	1	13	43	
平成 28 年度	0～10 歳	5	0	2	0	3	28	100
	11～20 歳	3	0	0	2	12	45	
平成 29 年度	0～10 歳	6	0	2	1	3	28	99
	11～20 歳	2	0	0	1	12	44	
平成 30 年度	0～10 歳	6	0	2	1	2	21	102
	11～20 歳	2	0	0	2	13	53	
令和元年度	0～10 歳	6	0	2	1	2	17	98
	11～20 歳	2	0	0	2	12	54	

(各年度 4 月末現在、資料：寒河江市子育て推進課)

「くまさん」土田裕子さん



「おかあさん」工藤ルミさん

## 7 障がい者の雇用・就業の状況

令和元年6月1日における寒河江公共職業安定所管内の従業員規模50人以上の企業で雇用される障がい者数は181.5人で、雇用率は、2.09%となっております。

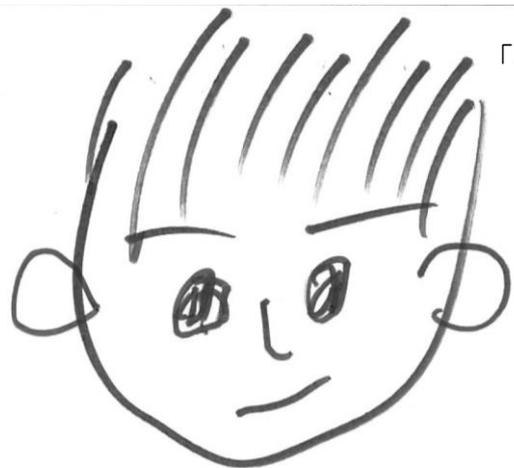
障がい者雇用状況の推移

(各年度6月1日現在、単位：人、%)

区分 年度	企業 数	常用労働 者数	法定雇用算 定基礎労働 者数	障がい者数			計	雇用率	法 定 雇用率
				身体	知的	精神			
平成27年度	47	8711.0	8,538.0	108.5	43.0	11.0	162.5	1.9	2.0
平成28年度	47	8130.5	7,962.0	110.0	40.5	9.5	160.0	2.01	2.0
平成29年度	46	7939.0	7,742.5	116.5	35.5	10.0	162.0	2.09	2.0
平成30年度	57	8698.5	8,498.5	119.5	43.0	15.5	178.0	2.09	2.2
令和元年度	57	8919.0	8,693.0	115.5	44.0	22.0	181.5	2.09	2.2

(資料：寒河江公共職業安定所)

- (注) 1 法定雇用算定基礎労働者数は、常用労働者数から除外率(業種により変動)を除いた労働者数。  
 2 平成18年度から、精神障がい者の雇用算定率対象となる。  
 3 平成30年度から、法定雇用率が2.2%に改正。



「おとこのこ」 芳賀美里さん



「けこんしきー」 荒木恵二さん

地域生活の支援
---------

## 施策 1. 《 生活支援 》

### 【現状と課題】

生活支援の方法は、障がいのある人の心身の状態、障がいの内容、程度等により異なります。しかも食事や排泄、入浴などの日常生活上の支援や精神面での支援が長期にわたって必要となり、本人や家族の抱える問題や悩みは深刻で、生活支援をするためのサポート体制、相談体制の強化が求められています。そのため、いつでもどこでも相談できる体制づくりと、関係機関の連携が重要になっています。

平成18年度に「障害者自立支援法」が施行され、法に基づき障がい福祉サービスや、地域生活支援事業を実施してきました。各福祉サービスの利用者は年々増加しており、平成25年度に施行された「障害者総合支援法」により更に制度が利用しやすくなりました。また、自らの望む地域生活を営むことができるよう同法の改正が平成30年度に施行され今後も需要が大きくなると見込まれます。

本市では、相談支援体制の取り組みを強化するため、基幹相談支援センター※1を平成31年度に設置しました。今後も障がいに合わせたきめ細やかな支援のために、センターを活用し充実強化を図る必要があります。

今後も住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らせるよう、ライフステージ※2とニーズに合わせた生活支援が求められています。

### 【施策の目標】

- 相談支援体制の充実強化
- 在宅福祉サービスの充実
- 障がい福祉サービスの充実
- 地域生活支援の充実
- 医療的ケア児支援の充実

### 【主な取組】

#### (1) 相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターを活用し、各関係機関相互の連携を密にして相談支援体制の充実強化を図ります。
- ・自立支援協議会※3の相談支援部会を活用し、相談支援事業所※4同士の連携を支援します。

- ・自立支援協議会を活用し、市の窓口、国の機関（ハローワークなど）、県の機関（更生相談所など）、医療機関、サービス事業所、相談支援事業所等の連携を密にし、地域の実情に応じた支援体制の整備を図ります。
- ・身近な相談窓口である民生委員児童委員や身体障がい者相談員・知的障がい者相談員の存在を周知し、活動を支援します。
- ・地域包括支援センター※5を委託し体制強化を図り、訪問支援型による早期支援を可能にします。
- ・ひきこもりに関する相談等を実施し、関係機関と連携し本人及び家族などの福祉の向上を図ります。

#### （2）在宅福祉サービスの充実

- ・福祉タクシー券、福祉給油券、紙おむつ支給、移送サービス、訪問理美容、人工透析患者通院費助成、在宅酸素療法者電気料助成などの在宅福祉サービスを充実し、在宅障がい者の自立を支援します。
- ・各種事業の周知徹底を図り、制度の利用促進を図ります。

#### （3）障がい福祉サービスの充実

- ・障がい福祉サービスの周知に努め、障がいに合わせた利用の促進を図ります。
- ・地域生活支援拠点※6の整備及び活用を図ります。
- ・障害福祉サービスに関する地域ニーズを把握し、新規事業所の開設を支援します。

#### （4）地域生活支援の充実

- ・地域生活支援事業は、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター等、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に行うことのできる事業です。現在の事業を継続するとともに、ニーズに合わせて事業の拡大を図ります。

#### （5）医療的ケア児支援の充実

- ・児童発達支援センターの活用と、医療的ケア児等に関するコーディネーターを増員し充実を図ります。
- ・日常的に医療的ケアを必要とする子どもたちやその家族が、安心して生活を営むための支援を充実させていくとともに、現状を把握しニーズに合わせて事業の拡大を図ります。
- ・医療的ケア児の就学にあたり、関係機関と連携を図りながら保護者に必要な情報を提供していくとともに、本児の教育的ニーズに応じた就学先を決定していきます。
- ・関係者間の情報共有を図るとともに、研修会の開催や参加を通じて医療的ケア児支援に関する理解を深めます。

- 
- ※1 基幹相談支援センター 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、自ら障がい者の相談、情報提供、助言を総合的に行うほか、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う機関です。
  - ※2 ライフステージ 人の一生を乳幼児期・学齢期・成年期・高齢期などに分けたそれぞれの段階のことです。
  - ※3 自立支援協議会 地域における障がい者への支援体制に関する課題についての情報を関係機関が共有、連携して協議し、地域の実情に応じた体制を整備することを目的としています。
  - ※4 相談支援事業所 障がいのある人への相談支援を行う事業所で、一般的な相談や、障がい福祉サービス等の利用計画の作成、地域生活への移行に向けた支援等を行います。
  - ※5 地域包括支援センター 介護保険で定められた、高齢者の総合相談窓口で、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関です。
  - ※6 地域生活支援拠点 障がい児者の地域生活支援のための多機能性を持たせた拠点で、地域における居住支援に求められる機能としての5つの機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を持った機関です。



「ぺんぎんのえです」高橋翔太さん



「しんご」二関真伍さん

## 施策 2. 《 保健・医療 》

### 【現状と課題】

障がいを予防し、人生をいきいきと生活するためには、常日頃からの健康管理が重要です。健康教育や相談支援、健康診査や検診など疾病の早期発見、治療の提供、リハビリテーションといった保健・医療サービスをライフステージに合わせて提供する必要があります。

本市では、妊娠期、乳幼児期、学齢期、一般世代それぞれにおいて、検診や相談の機会を提供し、障がいの早期発見と予防につなげており、また、各年代に合わせた市民の健康づくりを推進しています。

社会生活が複雑化することによって、ストレスが増大し、心のバランスを崩すことが多くなっています。精神保健に対する正しい理解と心の健康を保つための取組が必要となっています。

### 【施策の目標】

- 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
- リハビリテーション体制の充実
- 精神保健福祉施策の充実

### 【主な取組】

#### (1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

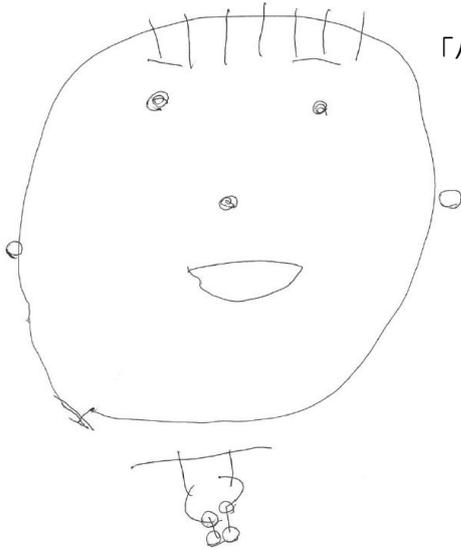
- ・妊娠届の必要性・適正時期についての周知・啓発を強化します。
- ・妊婦健康診査の費用助成を実施するとともに、受診の勧奨に努めます。
- ・子どもの疾病の早期発見、発育発達及び育児支援を目的として、乳幼児健康診査の充実を図ります。
- ・新生児聴覚検査の費用の一部助成を実施し、難聴児を早期発見し支援体制の充実を図ります。
- ・健診未受診児に対し子どもの発育発達状況を確認するため、家庭訪問や来所相談などの個別支援の充実を図ります。
- ・乳幼児期の感染症や合併症予防を目的とした、予防接種の充実と保護者負担の軽減を図ります。
- ・自立支援医療等医療費の公費負担について周知と利用促進を図ります。

#### (2) リハビリテーション体制の充実

- ・医療機関、訪問看護、福祉及び介護サービス事業所と連携し、在宅で障がいに応じたリハビリが受けられるよう支援を図ります。

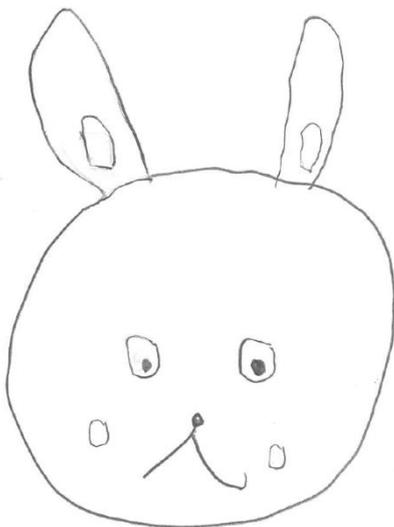
### (3) 精神保健福祉施策の充実

- 講演会、研修会等を開催し、精神障がいに対する理解の深化を図ります。
- 保健所、医療機関、警察署及び教育機関等と情報を共有し、さらに相談支援体制の充実を図ります。
- 家族会・当事者の会の活動を支援します。
- 専門医による「こころの健康相談」の実施とフォロー体制の充実を図ります。



「バレンタイン」佐藤拓也さん

「せんたくばさみのねこ」門脇晴菜さん



「うさぎ」大沼美咲さん

## 自立と社会参加の促進

### 施策 3. 《 療育・教育 》

#### 【現状と課題】

障がいのある子どもについては、障がいの重度化や固定化を防ぐため早期の発見と障がいに合わせた適切な療育が重要です。特に乳幼児期から一貫した適切な支援をすることにより、障がいの軽減や生活能力を向上させ、将来の社会参加につなげていくことが望まれます。

本市では、公認心理師、臨床心理士及び保健師による乳幼児健診時等の相談体制を充実し、また、保育所等への巡回相談を行い就学前児童の発達面の課題の早期発見と支援に努めているほか、児童発達支援※7の利用が行われています。学校教育においては、学力向上支援員・特別支援教育補助員の配置や巡回相談の実施、関係機関との連携等を行い、個々の教育ニーズに応じた特別支援教育を実施しています。また、放課後等デイサービス※8の利用も行われています。

今後も障がいの早期発見と適切な支援の充実を図るため、関係機関が連携し、切れ目のない支援体制の整備を促進する必要があります。

#### 【施策の目標】

- 障がいの早期発見と支援の充実
- 障がい児療育の充実
- 障がい児教育の充実

#### 【主な取組】

##### (1) 障がいの早期発見と支援の充実

- ・育児相談など相談窓口を周知するとともに、相談支援体制の充実を図ります。
- ・引き続き関係機関と連携して巡回相談を行い、障がい児の早期発見・早期支援に努めます。
- ・幼保小の連携を密にし、切れ目のない支援を継続して行います。
- ・関係機関が障がいに関する知識と理解を深め早期発見・早期支援に努めます。

##### (2) 障がい児療育の充実

- ・保育所や放課後児童クラブ（学童クラブ）において障がい児の受け入れを図り、保育所等訪問支援の活用や関係機関との連携により、支援体制の充実・強化を引き続き図ります。
- ・相談支援事業所との連携を強化し、障がい児支援の充実を図ります。
- ・保育所においては、保護者からの相談に対し必要に応じて関係機関と連携し、支援体制の充実・強化を図ります。

- ・児童の特性を理解し、個々の能力を伸ばす支援の提供に努めます。
- ・児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用促進に努めます。

### (3) 障がい児教育の充実

- ・保育所・幼稚園、放課後児童クラブ（学童クラブ）、学校等関係機関が互いに連携し、早期からの教育的支援を行います。
- ・小中学校の教員や幼稚園・保育所の教員・保育士が特別支援教育について理解を深めるため、引き続き研修する機会の設定に努めます。
- ・障がいの状況に応じた適切な教育的支援を進めていくために、学校に学力向上支援員や特別支援教育補助員等を配置するとともに、必要な児童生徒について巡回相談を行います。
- ・各学校で特別支援教育コーディネーター※9の複数指名を進め、特別な教育的支援に 대응するための校内支援体制をより強化します。
- ・次の学びの場に引き継ぎ、一貫した支援を充実させていくために、個別の指導計画や教育支援計画について、市で統一した様式を活用します。その計画に基づき関係機関とも連携しながら、障がいの状況に応じた適切な教育的支援を進めます。
- ・可能な限り、障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに教育を受けられるよう、各学校における交流及び共同学習を今後も継続して推進します。
- ・特別支援学級、特別支援学校への通学支援を継続して実施します。

※7児童発達支援

障がいのある未就学児を通わせて、日常生活における、基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。

※8放課後等デイサービス

授業の終了後又は休業日に、障がいのある就学児を通わせて、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流等必要な支援を行います。

※9特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や医療・福祉等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、学校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う教員のことです。



「じぶんのかお」今井麻衣子さん



「ゆきだるま」大井文華さん

## 施策 4. 《 経済的自立・就労支援 》

### 【現状と課題】

障がいのある人も、その能力や適性に応じて就労し、経済活動に参加することは、社会的自立や自信、生きがいのある生活を送る上でも重要な価値を持っています。通常の一般就労はもとより、福祉的就労を含めた広範囲な就労機会を通して、職域の拡大や多様な就労の場の確保と拡大が必要です。また、障がいがあっても安心して働ける社会環境にするために行政や地域、企業などが連携・協力して、雇用の促進、拡大をするとともに職場への定着を図ることが大切です。

障害者雇用促進法により、事業主は進んで障がい者の雇入れに努めるとともに法定雇用率※10に相当する障がい者の雇用をしなければならないとされており、令和3年3月には、法定雇用率が引き上げられ、更なる障がい者の就労支援が求められています。

### 【施策の目標】

- 障がい者雇用の推進
- 就労系サービスの充実
- 優先調達※16の推進

### 【主な取組】

#### (1) 障がい者雇用の促進

- ・ハローワークと連携し、法定雇用率制度の周知及び障がい者雇用の促進に努めます。
- ・障害者職業センター※11及び障害者就業・生活支援センター※12と連携し、障がいの特性に合わせた障がい者の雇用促進に努めます。
- ・山形県や山形労働局等と連携し、障がい者雇用促進セミナーを開催します。

#### (2) 就労系サービスの充実

- ・就労移行支援※13、就労継続支援 A 型※14、就労継続支援 B 型※15等のサービス利用を促進し、訓練の機会を提供します。
- ・就労訓練の事業所の新設、既存事業所の拡充について支援します。

#### (3) 優先調達※16の推進

- ・市が物品を調達するときは、障がい者就労施設等からの優先的な調達に努めます。
- ・入札参加資格基準に、障がい者の就労を支援・雇用に関する評価項目の追加について検討します。
- ・障がい者就労施設等の物品や提供可能なサービスについて市ホームページにて公表し周知を図ります。

- 
- ※10 法定雇用率 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体は、一定割合以上の障がい者を雇用しなければならないこととされており、その割合を法定雇用率と言います。
- ※11 障害者職業センター 障がい者に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障がい者の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施しています。
- ※12 障害者就業・生活支援センター 障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施します。
- ※13 就労移行支援 一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ※14 就労継続支援 A 型 一般企業等での就労が困難な方のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ※15 就労継続支援 B 型 一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ※16 優先調達 市等公共機関が、物品等の調達の際、優先的に障がい者就労施設等から行うことをいい、そのための方針を定めたものが調達方針です。



「やさしい」 後藤千尋



「ねこ」 小松嵐さん

「青おに君」 五十嵐誠さん



## 施策 5. 《 スポーツ・文化活動 》

### 【現状と課題】

障がい者のスポーツや文化活動への参加は、社会参加の拡大や健康増進、ストレス解消など、生きがいのある生活を送るうえで大きな効果が期待されます。

本市では、障がい者のスポーツ大会への参加の支援やスポーツレクリエーション祭・パラトライアスロン大会等を通じて、障がい者スポーツへの理解と選手との交流を図ったり、市美術館において作品展開催の支援をしているほか、施設のバリアフリー化に努めています。

今後さらにスポーツや文化活動に気軽に取り組める機会を増やすなど、参加しやすくする必要ががあります。

### 【施策の目標】

○スポーツ・文化活動の推進

### 【主な取組】

#### (1) スポーツ・文化活動の推進

- ・交通手段や経費負担など、障がい者団体等の活動を支援します。
- ・各種スポーツ大会、文化活動の運営等を支援します。
- ・カローリング※17等のニュースポーツやパラリンピック種目であるボッチャ※18等を活用し、障がい者のスポーツへの参加を促進します。
- ・障がい者のスポーツ活動を促進するスポーツ指導者の育成等を支援します。
- ・スポーツレクリエーション祭やパラトライアスロン大会等を通し、障がい者スポーツへの理解促進と選手等との交流機会を提供します。
- ・市美術館において特別企画展「アートツリーやまがた」※19を継続開催していくとともに、障がい者の各種作品展覧機会の充実を図ります。
- ・スポーツ施設や文化施設について、障がい者のニーズに応じたバリアフリー設備等の整備を一層推進します。

---

※17カローリング

氷上でなく室内でカーリングができるように考案されたスポーツです。

※18ボッチャ

ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツで、ジャックボール（目標球）と呼ばれるボールに、いかに近づけるかを競います。

※19アートツリーやまがた

寒河江市美術館を会場に、障がい者の個性を形にした創作作品と、同じ地域に住まうみなさんとの出逢いの場としてうまれた総合アート展です。

## 地域で支え合う社会の実現

### 施策 6. 《 差別の解消と権利擁護の促進 》

【現状と課題】国においては、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とする「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行されました。アンケート調査では、障がいがあることで、日常生活において差別や偏見、疎外感を感じてしまう現状にあること、障がいに対する市民の理解を深めるために必要なこととして、「障がいに関する広報・啓発の充実」「学校における福祉教育の充実」との回答が寄せられました。

障がいを理由とする不利益な取扱いを受けることのないよう、差別解消を推進するための啓発・広報活動を強化し、市民全体の意識の高揚を図っていく必要があります。

また、障がいのある人の権利が守られ、安心して地域生活を送っていくために、成年後見制度※20などの権利擁護のしくみが大きな役割を果たしています。平成28年5月には、「成年後見制度利用促進法」が施行されました。今後、介護家族の高齢化などを背景に、利用はさらに増えていくものと想定されますが、アンケート調査では、3割の方が制度の「名前も内容も知らない」と回答しており、引き続き制度の普及啓発が課題であると考えられます。

#### 【施策の目標】

- 啓発・広報活動の推進
- インクルーシブ教育の推進
- 差別の解消の推進
- 成年後見制度の利用促進

#### 【主な取組】

- (1) 啓発・広報活動の推進
  - ・障がいや障がいのある人への理解を深めるため、市報、市ホームページ、パンフレット等多様な媒体を活用し、啓発・広報に努めます。
- (2) インクルーシブ教育の推進
  - ・障がいの有無や個々の違いを認め、障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に学び共に活躍する社会づくりのために、インクルーシブ教育システム※21構築の考え方を踏まえた教育を推進します。
  - ・各学校において、総合的な学習の時間等で福祉をテーマにした学習や、関係施設との交流を通じた学習をより一層推進し、障がいや障がいのある人に対する児童生徒の理解と認識の深化を図ります。

### (3) 差別の解消の推進

- ・ 障害者差別解消法の趣旨に基づき、障がいの有無によらず相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けた条例制定を検討していきます。
- ・ こころのバリアフリー推進員養成講座に参加し、精神障がい者への理解を深め支援体制を強化していきます。

### (4) 成年後見制度の利用促進

- ・ 基幹相談支援センターや地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度の広報や制度利用の促進を図り、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに努めます。また制度の研修会等も開催し利用の促進につなげます。
- ・ 成年後見制度を利用することのメリットを十分に理解できるよう制度の周知を図り、相談場所である家庭裁判所などに繋いでいきます。

※20 成年後見制度

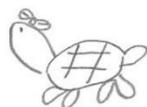
判断能力が不十分な人を法律面や生活面で保護したり支援したりする制度です。

※21 イカーループ 教育システム

「障害者の権利に関する条約」に示されている考え方で、共生社会の形成に向けて、障がいのある人と障がいのない人ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組みのことで



「うさぎとかめ」 沖津恵梨香さん



「ねことドーナツ」 富永恵実子さん

## 施策 7. 《 バリアフリー化の推進 》

### 【現状と課題】

障がい者が自宅や地域で安心して暮らすためには、住みやすい住環境や設備と日常生活や社会生活における障壁を取り除くことが重要です。そのためには、バリアフリー化を引き続き推進していくことが重要です。

本市では、「バリアフリー法」や「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」等に基づき、全ての人が快適に暮らせるまちづくりに向けた公共施設等のバリアフリー化に取り組んできたほか、移動面での支援のため、デマンドタクシー※22や市内循環バスの割引や福祉タクシー券・福祉給油券の支給を実施してきました。

情報化社会において、情報収集や情報発信はますます重要になっており、障がい者が、円滑に情報の入手・利用し、コミュニケーションを行うことができるよう、情報の利用におけるアクセシビリティ※23の向上が求められています。

本市では、市ホームページにおける配慮や手話通訳者の設置、手話・要約筆記奉仕員の派遣、手話奉仕員養成講座の実施等を行っているほか、日常生活用具給付事業として視覚障がい者、聴覚障がい者に対する各種情報機器の給付支援を行っていますが、なお一層の個々の障がいの特性に応じた支援を行うことが必要です。

障がい者が自分の自由意思で行動でき、社会参加できる住み良い社会を作ることは、誰にとっても住み良い福祉のまちであり、今後さらに市民と一体となった取り組みが必要です。

### 【施策の目標】

- 施設のバリアフリー化の推進
- 移動・交通のバリアフリー化の推進
- 情報のアクセシビリティの推進
- コミュニケーション支援の推進

### 【主な取組】

#### (1) 施設のバリアフリー化の推進

- ・「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づく「福祉のまちづくり整備マニュアル」に適合した建築物、道路、公園、駐車施設等の整備を継続して推進します。
- ・既存の公共施設のバリアフリー化を推進します。

#### (2) 移動・交通のバリアフリー化の推進

- ・デマンドタクシーと市内循環バスの運行を継続し、障がい者を対象とした割引制度を引き続き実施するとともに、乗降しやすい車両環境の整備や乗降場へのベンチの設置等を検討します。
- ・福祉有償運送※24の周知と利用促進を図ります。

・福祉タクシー券、福祉給油券については所得制限を設けず継続的に支給し、障がい者の社会参加を促進します。

(3) 情報のアクセシビリティの推進

・市ホームページについて、ページ作成時のチェックと年間のチェックで「みんなの公共サイト運用モデル」を活用し、引き続き JIS 準拠を維持しウェブアクセシビリティを確保していきます。

・情報のアクセシビリティについて周知を図ります。

(4) コミュニケーション支援の推進

・手話奉仕員の増加を図るため引き続き手話教室を開催します。また、障がいに合わせ要約筆記、手話、点字、代読、代筆等様々な意思疎通の支援の充実を図ります。

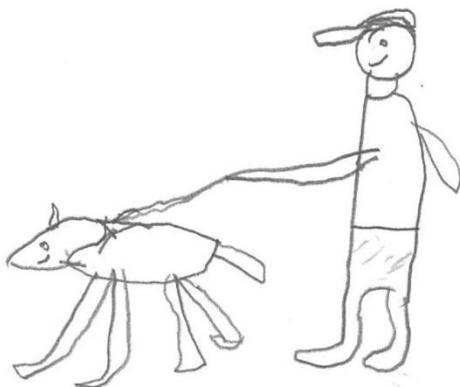
・視覚障がい者、聴覚障がい者に対する各種情報通信機器の給付支援を継続して実施します。

---

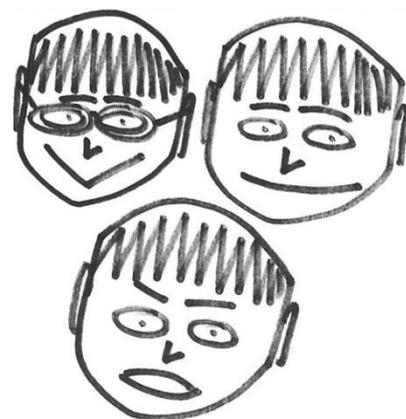
※22 デマンドタクシー 自宅や指定の場所から目的地（戸口から戸口）まで、お客様の希望時間帯、乗車場所などの要望（デマンド）に、バス並みの安価な料金で応える公共交通サービスです。

※23 アクセシビリティ 施設、設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのことです。

※24 福祉有償運送 NPO 等が自家用自動車を使用して、障がい者、要介護者の移送を行う、「自家用有償旅客運送」の一つです。



「いぬのさんぽ」草苅幸志さん



「楽しい顔」四釜直哉さん

## 施策 8. 《 安全・安心 》

### 【現状と課題】

障がい者が地域で安心して社会生活を営むためには、安全な暮らしを支える環境づくりが重要ですが、少子高齢化や価値観の多様化などにより、近所づきあいや地域内での絆が希薄化しています。

防災対策としては、障がい者や高齢者などに対する避難誘導、コミュニケーション手段の確保などの様々な課題に対応していくために、行政、町会組織、自主防災組織、民生委員児童委員、福祉団体等が連携し、地域における支援体制を整備していくことが必要です。そのため、本市では、避難行動要支援プランを策定し、個別避難支援プランへの登録を促進し、災害時における要援護者避難支援体制の構築に努めています。

そんな中、新たな感染症の発生や異常気象等による自然災害の発生確率が高まっているため、地域みんなが支えあい、助け合う仕組みづくりとともに、それらを担う人材の発掘や育成が必要です。

### 【施策の目標】

- 地域の見守り支援の推進
- ボランティア活動の支援と推進
- 災害時の支援体制の確保

### 【主な取組】

#### (1) 地域の見守り支援の推進

- ・新しい生活様式のもと、地域、事業者、行政などが情報の共有、連携強化を図り、子ども、障がい者、高齢者等を一体的に見守る体制を構築します。

#### (2) ボランティア活動の支援と推進

- ・多くの市民が、ボランティア活動を中心として地域福祉活動を進められるよう、ボランティアの指導・養成を行うことができる人材を育成します。

#### (3) 災害時の支援体制の確保

- ・支援関係者への災害情報の迅速な伝達手段の構築を図ります。
- ・個別避難支援プランへの登録と災害発生時の関係機関との連携体制について強化を図ります。
- ・障がい者に配慮した福祉避難所※25の拡充を図ります。

---

※25福祉避難所 災害時に一般避難所では避難所生活が困難な「要配慮者」の避難先として、何らかの特別な配慮を必要とする方が避難する施設です。

## 第4章 目標とする指標

計画の取組を検証するため、現在の状況や令和2年度に実施したアンケート調査結果を踏まえ、基本目標ごとに、計画最終年度の令和7年度における目標値を次のとおり設定します。

### ○基本目標1 地域生活の支援

指 標	令和元年度の状況	令和7年度の目標
アンケート調査において「相談体制についてどのように感じていますか。」の設問に対し、「満足している」という回答の割合	24.3% (令和2年度)	35.0%
医療的ケア児等に関するコーディネーター数	1名	2名

### ○基本目標2 自立と社会参加の促進

指 標	令和元年度の状況	令和7年度の目標
18歳以上65歳未満の障がい者手帳所持者の中でアンケートにて「働いている」と回答した人の割合	60.1% (令和2年度)	65.0%
障がい者就労施設等からの物品等調達実績	6,122千円	前年度比増

### ○基本目標3 地域で支えあう社会の実現

指 標	令和元年度の状況	令和7年度の目標
障害者差別解消法の趣旨に基づく市条例の制定	なし	条例の制定
個別避難支援プラン登録率	91.3%	100%

## 1 各主体の役割

障がい者基本計画は、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、地域の中で生き生きと安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指す総合的な計画です。この計画を推進するに当たっては、障がいや障がいのある人について理解と関心を高めていくとともに、行政はもとより、障がいのある人・ない人、地域、学校、団体、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

## 2 全庁的な推進体制の整備

計画を着実に推進するため、健康福祉課を中心として、行政の関係各課による横断的な連携を図りながら、一体となって施策を推進します。

## 3 計画の管理

計画の効果的な推進を図るため、関係各課において計画の進捗状況等について検証を行います。

また、設定した目標値の達成を検証するため、令和7年度に、アンケート調査を実施します。

## 4 計画の見直し

障がいのある人を取り巻く環境や国、県における施策の動向などに大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

# 資料

## 寒河江市障がい者基本計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき寒河江市障がい者基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、寒河江市障がい者基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、計画を策定するために必要な事項について調査及び審議し、市長に提言する。

### (構成)

第3条 委員会は、委員16名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 障がい者団体関係者
- (5) 教育機関関係者
- (6) 社会参加支援団体関係者
- (7) 公募による者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の事業が完了する日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(幹事会)

第7条 第2条に規定する所掌事務について必要な調査、検討等を行わせるため委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表の障がい者福祉に関する関係各課の職員で構成し、健康福祉課長が幹事長となる。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集すべき会議は、第6条の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

別表

寒河江市障がい者基本計画策定委員会 幹事会構成課

	課 名
1	企画創成課
2	財政課
3	市民生活課
4	建設管理課
5	商工推進課
6	学校教育課
7	生涯学習課
8	スポーツ振興課
9	子育て推進課
10	高齢者支援課
11	健康福祉課

第4次寒河江市障がい者基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

氏名	所属団体等	備考
田中 ふみ子	国際ソロプチミスト寒河江	学識経験者
菊池 進	寒河江市町会長連合会	学識経験者
工藤 正年	寒河江市社会福祉協議会	福祉関係者
佐藤 富士夫	寒河江市民生委員児童委員協議会	福祉関係者 ◎委員長
三浦 民夫	寒河江市医師会	医療関係者
古澤 英子	(社)寒河江市西村山郡訪問看護事業団	医療関係者
佐藤 孝悉	寒河江市身体障害者福祉協会	障害者団体
阿部 高之	寒河江市手をつなぐ育成会	障害者団体
志田 道広	寒河江市校長会	教育機関
森谷 久美	楯岡特別支援学校	教育機関
大谷 剛	ハローワーク寒河江	社会参加支援団体
木村 久夫	さくらんぼ共生園 (障害者施設代表)	社会参加支援団体 ○副委員長
安藤 克敏	(株)リプライ (障害者雇用推進企業)	社会参加支援団体
大久保 明	公募委員	公募委員
松田 澄男	公募委員	公募委員
安孫子 義彦	公募委員	公募委員

寒河江市内指定障がい福祉サービス事業所 (令和2年12月31日現在)

施設の種別等	施設名称
就労継続支援（A型）	エフピコ愛パック株式会社山形工場
	就労継続支援A型カイセイ
	就労継続支援A型事業所むすび
就労継続支援（B型）	社会福祉法人さくらんぼ共生会 さくらんぼ共生園
	寒河江共労育成園
	らっふる
	NPO 法人西村山共同作業所たんぼぼ会
	社会福祉法人さくらんぼ共生会 あるあーる
	就労継続支援B型事業所むすび
就労移行支援	社会福祉法人さくらんぼ共生会 あるあーる
	就労移行支援事業所むすび
生活介護	社会福祉法人さくらんぼ共生会 さくらんぼ共生園
	らっふる
	ぼけっとぴーすの森 ぴあはうす
共同生活援助事業所 (グループホーム)	医療法人ゆうし会福祉ホーム寒河江の庄 (地域移行型グループホーム)
	社会福祉法人さくらんぼ共生会 ホームORADANA
	社会福祉法人さくらんぼ共生会 ホームZARIGANI (令和3年度に開設予定)
短期入所	社会福祉法人さくらんぼ共生会 ホームORADANA短期入所事業所

施設の種類の種類等	施設名称
居宅介護	寒河江市社会福祉協議会指定居宅介護事業
	まごころサービスさくらんぼ 指定居宅介護事業
	ニチイケアセンターさがえ
	ニチイケアセンター西さがえ
	みずき介護サービス
	さがえ西村山農業協同組合
	寒河江市社会福祉協議会指定居宅介護事業
重度訪問介護	ニチイケアセンターさがえ
	みずき介護サービス
	ニチイケアセンターさがえ
同行援護	みずき介護サービス
	ニチイケアセンターさがえ
行動援護	みずき介護サービス
児童発達支援	ころころ遊園
	ぼけっとぴーすの森
放課後等デイサービス	ころころ遊園
	POCCCOさがえ
	Harmony寒河江
	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」寒河江
	ぼけっとぴーすの森
指定相談支援事業所	基幹相談支援センター「かぼちゃ」
	山形県西村山地域相談センターさがえ
	らっふる
	相談支援事業所むすび

### 重度障がい者多数雇用事業所

施設名称
株式会社リプライ